

令和2年第4回定例会本会議資料要求・予算特別委員会

(令和2年12月11日)

| 案件 | 関係部局 | 資 料 件 名 | 備 考 |
|----------------------------------|---------------------------|--|-----|
| 議案第72号 | 企画 財政部 | 1 令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対策経費 | |
| | | 2 Web会議システムの概要について | |
| | 福祉 保健部 | 1 生活保護に係る保護人員・扶助費等の推移 | |
| | | 2 面接相談・申請状況について | |
| | | 3 生活保護法第63条及び第78条に係る返還金の適用状況等(令和2年10月末日現在) | |
| 4 高齢者オンライン交流支援事業補助金事業について | | | |
| 5 乳幼児健診事業の利用者比較について(各年度4月から9月まで) | | | |
| 子ども 家庭部 | 1 ひとり親世帯の状況等 | | |
| | 2 養育費確保支援事業実施状況 | | |
| 学校 教育部 | 1 緑小学校普通教室整備位置図(概略図) | | |
| | 2 令和3年度小・中学校学級数及び児童・生徒数推計 | | |
| 生涯 学習部 | 選挙管理委員会事務局 | 1 総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理委託における損失補償の根拠規定及び積算根拠 | |
| | | 1 平成29年3月26日執行小金井市議会議員選挙以降の選挙の期日前投票状況について | |
| | | 2 令和3年3月21日執行小金井市議会議員選挙における第3期日前投票所(前原町西之台会館)配置(案)について | |
| 福祉 保健部 | 福祉 保健部 | 1 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業における交付申請内容について | |
| | | 2 新型コロナウイルスワクチンに係る国資料について | |
| | | 3 PCR検査費等補助金の検査数等について | |

令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対策経費

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正額 | 国庫支出金 | 都支出金 | 市長会 | 一般財源等 |
|----------------|-----|------------|------------|---------|-----|---------|
| 一般会計 | 第1回 | 12,506,468 | 12,506,468 | 0 | 0 | 0 |
| | 第2回 | 1,023,367 | 641,467 | 251,793 | 0 | 130,107 |
| | 第3回 | 75,287 | 11,418 | 7,553 | 0 | 56,316 |
| | 第4回 | 210,904 | 105,189 | 0 | 0 | 105,715 |
| | 第5回 | 717,523 | 613,729 | 88,527 | 0 | 15,267 |
| | 第6回 | 33,487 | 0 | 0 | 0 | 33,487 |
| | 第7回 | 115,656 | 50,385 | 0 | 0 | 65,271 |
| | 第8回 | 43,694 | 8,430 | 0 | 270 | 34,994 |
| | 小計 | 14,726,386 | 13,937,086 | 347,873 | 270 | 441,157 |
| 国民健康保険 特別会計 | 第1回 | 3,500 | 0 | 3,500 | 0 | 0 |
| | 第2回 | 10,880 | 0 | 10,880 | 0 | 0 |
| | 小計 | 14,380 | 0 | 14,380 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 14,740,766 | 13,937,086 | 362,253 | 270 | 441,157 |

※ 一般財源等には、基金繰入金を含む。

Web会議システムの概要について

1 試行運用実績

令和2年7月2日から同年12月1日までの利用申請に基づく試行運用実績は以下のとおり

| (1) 目的別利用件数 | | (単位：件) | (2) 主催状況 |
|-------------|--------|--------|-------------|
| 庁内打合せ等 | | 13 | ア 市主催 90件 |
| 外部 | 会議・打合せ | 126 | イ 外部主催 123件 |
| | 研修参加 | 31 | |
| | 説明会参加 | 19 | |
| 附属機関 | | 10 | |
| その他 | | 14 | |
| 合計 | | 213 | |

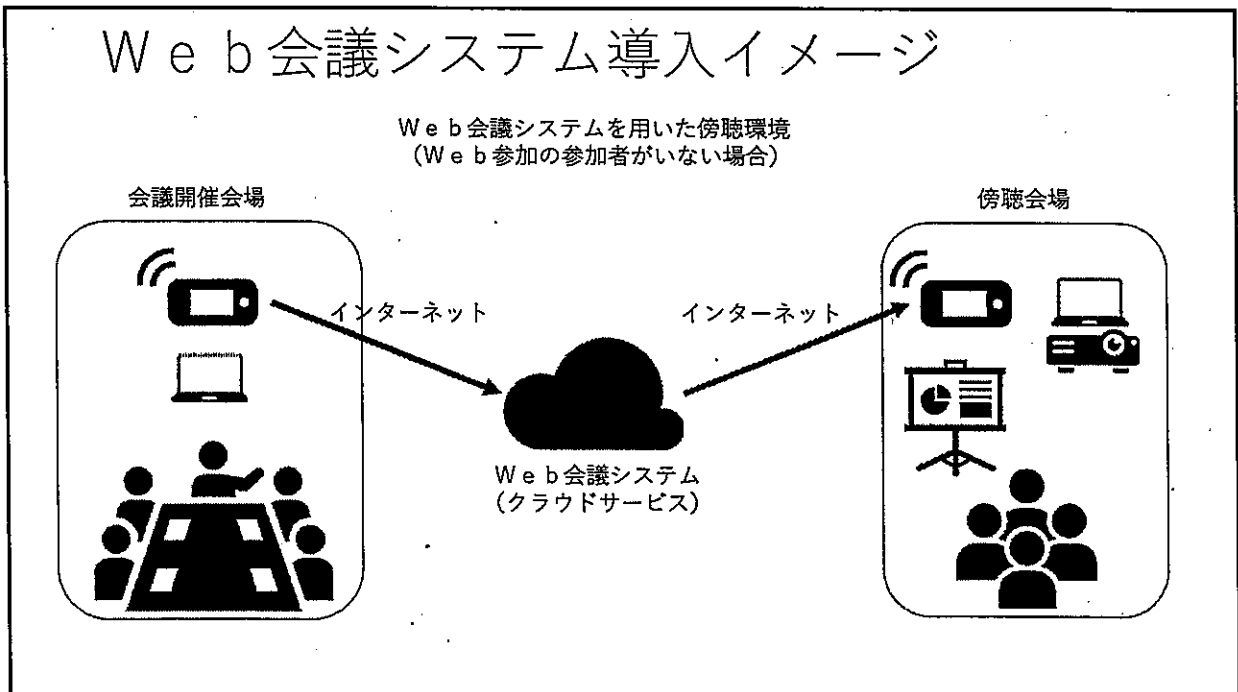
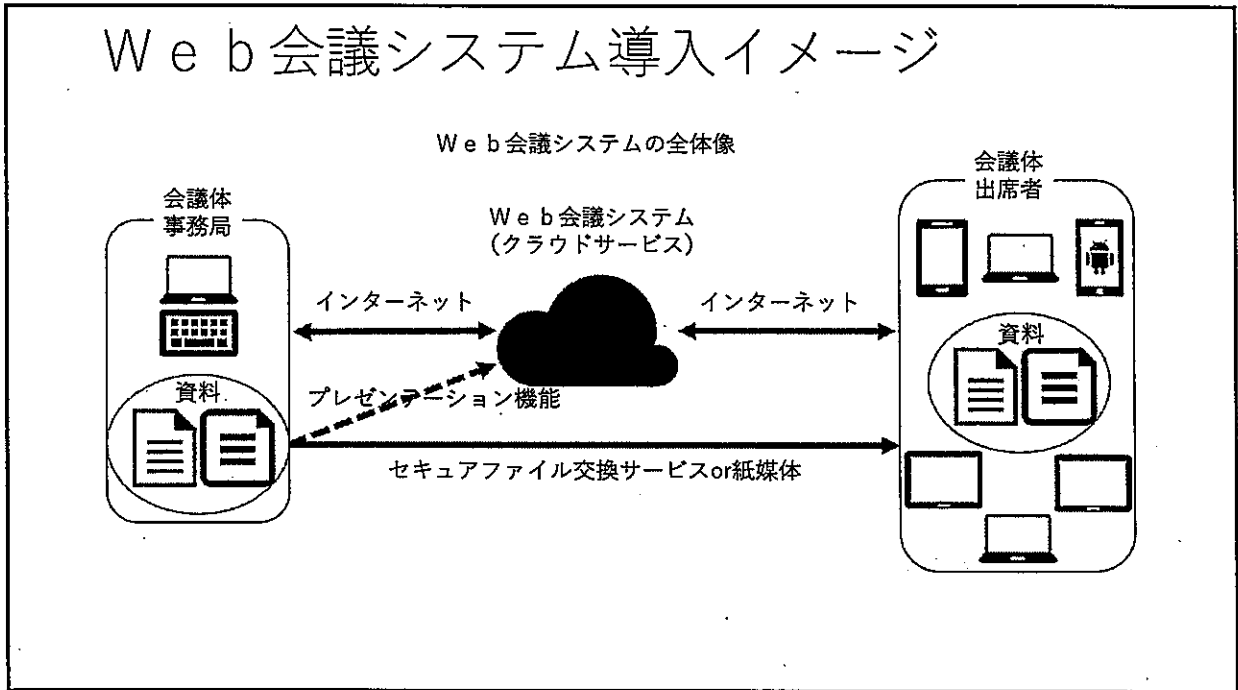
2 導入目的

- (1) 試行運用と同等のWeb会議の利用を実施できる体制を継続すること。
- (2) 緊急事態発生時においても庁議等を遅滞なく開催する等、政策意思を形成できる体制を構築すること。
- (3) 理事者・部長職を中心としたペーパーレス会議の定着化及び自治体DX実現に向けた意識醸成を図ること。

3 システム概要

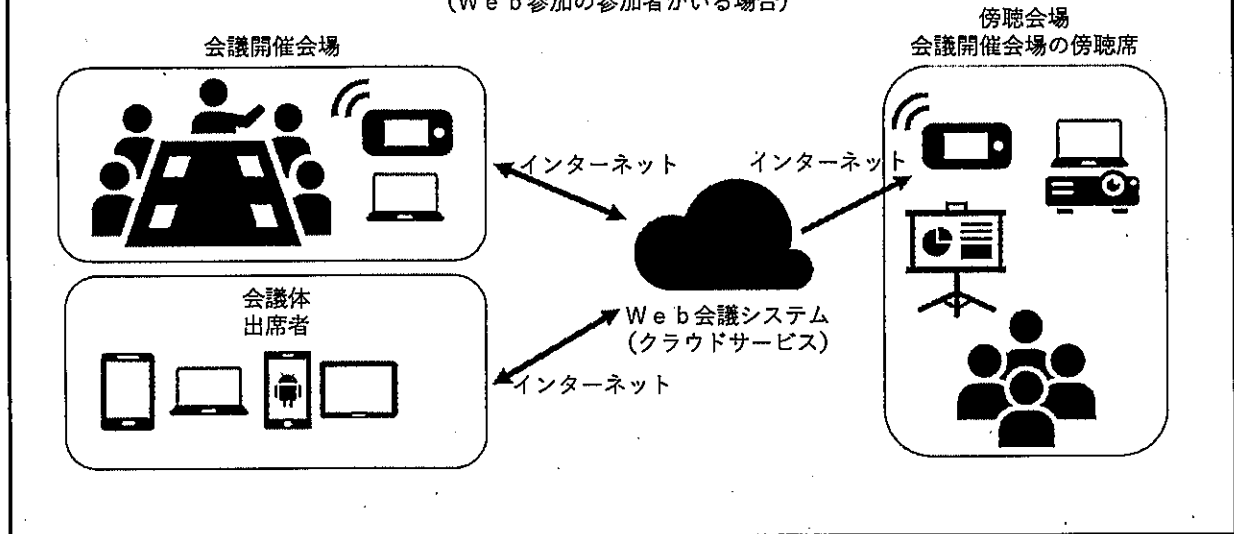
システム概要は以下のとおり

- (1) 端末機
 - ア Web会議用端末 7台 (庁内貸出運用)
 - イ 理事者・部長職用端末 14台 (緊急時及び庁議ペーパーレス試行用)
- (2) ルータ端末機 5台 (庁内貸出運用)
- (3) Web会議システム 5ライセンス
- (4) 運用イメージ 別紙「Web会議システム導入イメージ」のとおり



Web会議システム導入イメージ

Web会議システムを用いた傍聴環境
(Web参加の参加者がいる場合)



生活保護に係る保護人員・扶助費等の推移

| | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度決算 | 令和元年度決算 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保護人員数 | 1,597人 | 1,680人 | 1,698人 | 1,723人 | 1,753人 |
| 保護世帯数 | 1,381世帯 | 1,461世帯 | 1,487世帯 | 1,529世帯 | 1,565世帯 |
| 稼働世帯数 | 271世帯 | 284世帯 | 284世帯 | 262世帯 | 259世帯 |
| 保護申請件数 | 326件 | 335件 | 317件 | 294件 | 296件 |
| 高齢者 | 558世帯 | 584世帯 | 609世帯 | 632世帯 | 624世帯 |
| 母子 | 42世帯 | 40世帯 | 39世帯 | 31世帯 | 29世帯 |
| 障害者 | 133世帯 | 130世帯 | 154世帯 | 168世帯 | 186世帯 |
| 傷病 | 254世帯 | 263世帯 | 260世帯 | 268世帯 | 284世帯 |
| その他の | 394世帯 | 444世帯 | 425世帯 | 430世帯 | 442世帯 |
| 単身世帯 | 1,210世帯 | 1,286世帯 | 1,319世帯 | 1,380世帯 | 1,420世帯 |
| 2人以上の世帯 | 171世帯 | 175世帯 | 168世帯 | 149世帯 | 145世帯 |
| 生活保護扶助 | 3,057,346,723円 | 3,124,419,527円 | 3,261,191,030円 | 3,357,686,828円 | 3,453,484,502円 |
| 生活保護扶助 | 1,020,647,289円 | 1,059,282,454円 | 1,088,364,641円 | 1,083,864,581円 | 1,100,380,509円 |
| 生活保護扶助 | 735,341,347円 | 755,845,513円 | 794,250,498円 | 813,720,107円 | 827,803,545円 |
| 生活保護扶助 | 6,835,462円 | 6,064,572円 | 4,686,353円 | 4,321,098円 | 3,562,348円 |
| 生活保護扶助 | 41,350,560円 | 52,921,686円 | 54,010,163円 | 53,055,503円 | 61,574,295円 |
| 生活保護扶助 | 1,239,602,138円 | 1,235,926,896円 | 1,305,653,043円 | 1,391,748,650円 | 1,448,221,798円 |
| 生活保護扶助 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 6,000円 |
| 生活保護扶助 | 6,156,606円 | 6,626,959円 | 6,207,030円 | 3,433,084円 | 2,997,364円 |
| 生活保護扶助 | 6,455,585円 | 7,517,460円 | 7,303,158円 | 6,809,561円 | 8,558,592円 |
| 生活保護扶助 | 957,736円 | 233,987円 | 716,144円 | 734,244円 | 380,051円 |
| 1人当たりの生活保護扶助費(年間) | 1,914,431円 | 1,859,774円 | 1,920,607円 | 1,948,745円 | 1,970,042円 |

令和2年第4回特別委員会資料
 (議案第72号)

令和2年度保健福祉部地域福祉課

面接相談・申請状況について

(単位：件)

| 年月 | 相談のみ | 申請件数 | 年月 | 相談のみ | 申請件数 |
|---------|------|------|---------|------|------|
| 平成31年4月 | 14 | 27 | 令和2年4月 | 15 | 22 |
| 令和元年5月 | 13 | 24 | 令和2年5月 | 15 | 16 |
| 令和元年6月 | 11 | 24 | 令和2年6月 | 21 | 17 |
| 令和元年7月 | 21 | 25 | 令和2年7月 | 14 | 28 |
| 令和元年8月 | 19 | 29 | 令和2年8月 | 24 | 18 |
| 令和元年9月 | 15 | 17 | 令和2年9月 | 22 | 16 |
| 令和元年10月 | 21 | 24 | 令和2年10月 | 30 | 20 |
| 令和元年11月 | 22 | 22 | 令和2年11月 | 22 | 28 |
| 令和元年12月 | 26 | 15 | | | |
| 令和2年1月 | 18 | 34 | | | |
| 令和2年2月 | 19 | 15 | | | |
| 令和2年3月 | 25 | 40 | | | |

件数は全て延べ件数。この表には既に小金井市で生活保護受給中の者は含まれない。

生活保護法第63条及び第78条に係る返還金の適用状況等(令和2年10月末日現在)

1 法第63条及び第78条適用状況

| | | 令和2年度 |
|-------|-----------|------------|
| 法第63条 | 件数 (件) | 60 |
| | 返還対象額 (円) | 11,182,108 |
| 法第78条 | 件数 (件) | 18 |
| | 返還対象額 (円) | 5,416,053 |
| 合計 | 件数 (件) | 78 |
| | 返還対象額 (円) | 16,598,161 |

2 法第63条適用状況内訳

(単位:件)

| | | 令和2年度 |
|-----------------|--------------|-------|
| 各種年金の遡及受給等 | うち年金生活者支援給付金 | 21 |
| | その他 | 19 |
| 福祉各法に基づく給付の遡及受給 | | 5 |
| 生命保険の解約返戻金 | | 2 |
| 資産売却 | | — |
| 交通事故等に係る補償金 | | — |
| 扶助算定誤り | | 3 |
| 介護保険償還金 | | — |
| 入院給付金 | | 1 |
| 高額医療費償還金 | | — |
| 介護福祉用具購入費用 | | — |
| 遺産相続 | | 2 |
| その他 | | 7 |
| 合 | 計 | 60 |

3 法第78条適用状況内訳

(1) 発見の契機

(単位:件)

| | | 令和2年度 |
|--------------|---|-------|
| 住民からの通報・投書 | | — |
| 関係機関からの通報・照会 | | — |
| 監査及び検査指摘 | | — |
| 課税調査による発見 | | 15 |
| 福祉事務所による発見 | | 3 |
| 新聞報道等 | | — |
| その他 | | — |
| 合 | 計 | 18 |

(2) 不正の内容

(単位:件)

| | | 令和2年度 |
|--------|--------------|-------|
| 稼働収入 | 稼働収入の無申告 | 11 |
| | 各種年金及び福祉各法 | 4 |
| 稼働収入以外 | 仕送等に係る収入の無申告 | 1 |
| | 住宅扶助 | 2 |
| 扶助費の不正 | | 2 |
| 合 | 計 | 18 |

高齢者オンライン交流支援事業補助金事業について

1 事業立案に至る背景

(1) 新型コロナウイルス感染症についての市民アンケート

令和2年9月に実施、同年10月にとりまとめた市民アンケートから、高齢者層の回答で、「Wi-Fiなどオンライン(インターネット)の環境がない。/使い方が分からない。」との回答項目に○と答えた割合が24%と高かった。

(2) 通いの場の主催者等の取組

地域の通いの場の主催者の方から、オンラインを使用した通いの場を実施されたとの報告を受け、ITを活用した高齢者のコミュニケーション方法を学べる機会の創出が課題であると認識していた。

2 想定している受講者

(1) 受講対象者

令和2年度末で65歳以上となる市民

(通いの場のオンライン開催を希望する主催者等にも参加の呼び掛けを行う。)

(2) 最大想定受講者数

一月当たり6人から8人程度(1月から3月まで、最大24人程度)

3 主な講座内容等

(1) 受講者がパソコン、タブレット等でZOOMの会議に参加し、又はZOOMの会議を主催できる技術の習得を支援する。

(2) 以下の市の情報について、閲覧、再生等を行えるようにする。

ア 認知症チェックサイト

<https://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/koreishafukushi/ninchisyou/ninti-check.html>

イ 小金井さくら体操の動画の紹介

<https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kenkofukuhsi/koreishafukushi/kaigoyobou/sakurataisou.html>

ウ ツイッター 小金井市介護福祉課アカウント @koganei_kaigo

https://twitter.com/koganei_kaigo

エ ツイッター 小金井市地域安全課アカウント @koganei_chian

https://twitter.com/koganei_chian

(3) 会場

小金井市シルバー人材センター（以下「補助対象事業者」という。）が用意した会場（東小金井駅周辺で、現在調整中）

(4) 使用機器等

タブレット端末、カメラ付きノートパソコン

（使用する教材等を含め、補助対象事業者と講師とで、現在調整中）

4 その他

本対象事業受講後、オンライン交流の有無等について、補助対象事業者がアンケートを実施する。

乳幼児健診事業の利用者比較について(各年度4月から9月まで)

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | | | |
|--------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 乳児・産婦 | 集団 | 乳児集団 | 乳児個別 | 計 | 計 |
| 乳児・産婦 | 523人 | 産婦集団 | 29人 | 産婦個別 | 386人 | 415人 |
| 1歳6か月児 | 500人 | 集団 | 27人 | 個別 | 505人 | 532人 |
| | | | | 歯科 | 432人 | 459人 |
| 3歳児 | 525人 | 集団 | 11人 | 個別 | 501人 | 512人 |
| | | | | 歯科 | 385人 | 396人 |

※令和2年度の集団健診については、4月に1回のみ実施(5月に集団健診を中止し、6、7、8、9月は個別健診のみ実施)

ひとり親世帯の状況等

1 「平成28年度全国ひとり親世帯等調査報告」における養育費受給率等

厚生労働省「平成28年度全国ひとり親実態調査結果報告」によると、母子世帯(調査対象全1,817件)について、養育費の取決めをしているのは42.9%(780件)、そのうち公正証書等の債務名義を有する文書を作成しているのは58.3%(455件)となっており、調査対象母子世帯のうち、債務名義を有する文書を作成しているのは約25%となっている。

また、養育費の受給状況について、「現在も養育費を受けている」は、調査対象母子世帯の24.3%(442件)となっている。

今後、養育費の受給率を高めるためには、債務名義を有する文書の作成支援を行い、債務名義を有する文書の作成割合を高めるとともに、当該文書の履行確保支援を行うことが有用と考えられる。

2 児童育成手当受給者の所得階層

令和2年12月1日現在(単位:人、%)

| 所得額 | 収入額目安 (給与所得者) | 受給者数(*) | 受給者数割合 |
|---------|------------------|---------|--------|
| 100万円未満 | 167万円未満 | 209 | 36.5 |
| 200万円未満 | 311万円未満 | 176 | 30.8 |
| 300万円未満 | 443万円未満 | 100 | 17.5 |
| 400万円未満 | 568万円未満 | 62 | 10.8 |
| 500万円未満 | 689万円未満 | 24 | 4.2 |
| 600万円未満 | 800万円未満 | 1 | 0.2 |
| 合計 | | 572 | 100 |

* 受給理由が父母障害である者及び障害手当のみの受給者を除く。

3 児童扶養手当受給者数

令和2年11月30日現在(単位:人)

| 全部支給 | 一部支給 | 全部支給停止 | 合計 |
|------|------|--------|-----|
| 180 | 200 | 103 | 483 |

養育費確保支援事業実施状況

1 都内実施状況

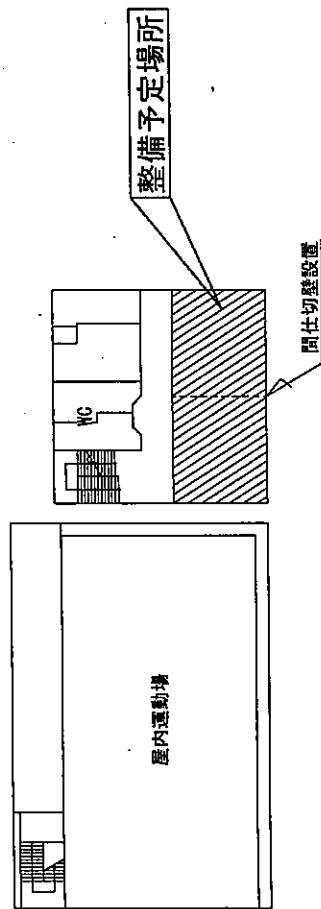
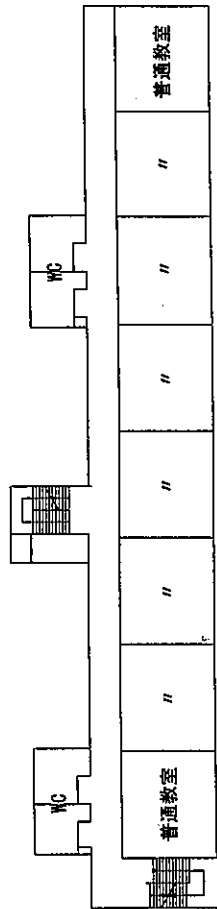
| | 公正証書等作成経費に係る助成 | 養育費保証契約締結経費に係る助成 |
|-----|-----------------|-------------------------------------|
| 26市 | 小金井市 令和3年1月実施予定 | 西東京市 令和2年12月から実施 小金井市 令和3年1月実施予定 |
| 23区 | 豊島区 実施済み | 港区 実施済み 豊島区 実施済み |

※各区市のホームページ掲載情報による。

2 明石市における養育費支援

- (1) 養育費取り決めサポート事業(令和3年3月末までの時限事業)
- (2) こどもの養育費緊急支援事業(令和3年3月末までの時限事業)
- (3) 養育費立替パイロット事業(令和2年12月業務委託終了)

緑小学校普通教室整備位置図(概略図)



令和3年度小・中学校学級数及び児童・生徒数推計

(単位：学級、人)

| 小学校 | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | 5年 | | 6年 | | 計 | |
|-----|-------------|-------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-----|-------|
| | 学級数 (35) | 児童数 | 学級数 (35) | 児童数 | 学級数 (40) | 児童数 | 学級数 (40) | 児童数 | 学級数 (40) | 児童数 | 学級数 (40) | 児童数 | 学級数 | 児童数 |
| 一小 | 4 | 121 | 3 | 104 | 3 | 103 | 3 | 88 | 3 | 98 | 3 | 104 | 19 | 618 |
| 二小 | 4 | 110 | 3 | 89 | 3 | 81 | 2 | 76 | 3 | 86 | 3 | 91 | 18 | 533 |
| 三小 | 5 | 153 | 5 | 153 | 5 | 161 | 4 | 145 | 5 | 161 | 4 | 126 | 28 | 899 |
| 四小 | 3 | 99 | 3 | 90 | 3 | 96 | 3 | 99 | 3 | 97 | 3 | 82 | 18 | 563 |
| 東小 | 4 | 131 | 4 | 127 | 4 | 129 | 3 | 109 | 3 | 109 | 3 | 95 | 21 | 700 |
| 前原小 | 4 | 106 | 4 | 106 | 3 | 94 | 3 | 99 | 3 | 87 | 3 | 119 | 20 | 611 |
| 本町小 | 3 | 97 | 3 | 90 | 3 | 92 | 3 | 101 | 2 | 75 | 3 | 91 | 17 | 546 |
| 緑小 | 4 | 121 | 4 | 114 | 4 | 124 | 3 | 103 | 3 | 106 | 4 | 124 | 22 | 692 |
| 南小 | 3 | 100 | 4 | 115 | 3 | 90 | 3 | 82 | 3 | 101 | 3 | 88 | 19 | 576 |
| 計 | 34 | 1,038 | 33 | 988 | 31 | 970 | 27 | 902 | 28 | 920 | 29 | 920 | 182 | 5,738 |
| 一小 | - | 5 | - | 3 | - | 2 | - | 3 | - | 3 | - | 2 | 3 | 18 |
| 二小 | - | 3 | - | 1 | - | 3 | - | 5 | - | 2 | - | 4 | 3 | 18 |
| 東小 | - | 3 | - | 6 | - | 4 | - | 1 | - | 7 | - | 2 | 3 | 23 |
| 計 | - | 11 | - | 10 | - | 9 | - | 9 | - | 12 | - | 8 | 9 | 59 |
| 合計 | 34 | 1,049 | 33 | 998 | 31 | 979 | 27 | 911 | 28 | 932 | 29 | 928 | 191 | 5,797 |

| 中学校 | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 計 | |
|--------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-----|-------|
| | 学級数 (35) | 生徒数 | 学級数 (40) | 生徒数 | 学級数 (40) | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 |
| 一中 | 5 | 173 | 4 | 160 | 4 | 146 | 13 | 479 |
| 二中 | 5 | 148 | 3 | 120 | 4 | 126 | 12 | 394 |
| 東中 | 3 | 103 | 3 | 120 | 3 | 92 | 9 | 315 |
| 緑中 | 7 | 219 | 5 | 197 | 5 | 179 | 17 | 595 |
| 南中 | 4 | 134 | 3 | 117 | 4 | 134 | 11 | 385 |
| 計 | 24 | 777 | 18 | 714 | 20 | 677 | 62 | 2,168 |
| 一中(知的) | - | 3 | - | 3 | - | 1 | 1 | 7 |
| 一中(情緒) | - | 5 | - | 7 | - | 5 | 3 | 17 |
| 二中 | - | 3 | - | 3 | - | 3 | 2 | 9 |
| 計 | - | 11 | - | 13 | - | 9 | 6 | 33 |
| 合計 | 24 | 788 | 18 | 727 | 20 | 686 | 68 | 2,201 |

(通級及び特別支援教室)

| 区分 | 設置校 | 学級数 | 児童生徒数 |
|------|-------|-----|-------|
| 難聴 | 二小 | 1 | 2 |
| 言語障害 | 小学校各校 | 2 | 22 |
| 情緒障害 | 中学校各校 | - | 171 |
| 情緒障害 | 中学校各校 | - | 28 |

※情緒障害は小・中全校に特別支援教室を設置

- *1 学級数の()内の数字は、通常の学級の上限人数(前年度学級編制基準を適用)
- *2 新小学1年生の通常学級児童数は、令和2年9月1日時点の住民基本台帳抽出者数に学校ごとの入学率(平均96%)を乗じた数(小数点以下四捨五入)
- *3 新小学1年生の通常学級生徒数は、令和2年9月1日時点の住民基本台帳抽出者数に学校ごとの入学率(平均80%)を乗じた数(小数点以下四捨五入)
- *4 新2年生以上の児童・生徒数は、令和2年9月1日現在の就学・転学相談等を参考にした数(今後実施される学級編制調査により増減する可能性有り)
- *5 特別支援学級は、令和2年9月1日現在の就学・転学相談等を参考にした数(今後実施される学級編制調査により増減する可能性有り)

総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理委託における
損失補償の根拠規定及び積算根拠

1 根拠規定

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの管理に関する基本協定書（令和2年4月1日締結。以下「協定書」という。）第36条に基づき補償する。

条文中、「甲」は市、「乙」は教育委員会、「丙」は指定管理者である。

(不可効力によって発生した費用等の負担)

第36条 不可抗力の発生に起因して丙に損害・損失や増加費用が発生した場合、丙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって乙に通知するものとする。

2 甲は、乙が前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙及び丙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

2 積算根拠

(1) 総合体育館

| 対象期間 | 収入額 (ア) | 不要となった経費 (イ) | 補償額 (ア-イ) × 1/2 |
|-----------------------|------------|-----------------|--------------------|
| 令和2年4月1日から 9月30日まで | 41,934 千円 | 15,113 千円 | 13,410 千円 |

(2) 栗山公園健康運動センター

| 対象期間 | 収入額 (ア) | 不要となった経費 (イ) | 補償額 (ア-イ) × 1/2 |
|-----------------------|------------|-----------------|--------------------|
| 令和2年4月1日から 9月30日まで | 14,306 千円 | 5,062 千円 | 4,622 千円 |

※ 「収入額 (ア)」は、個人利用収入・団体利用収入・自主事業収入について、臨時休館となっていた4・5月分は昨年度実績の金額、再開した6月以降は昨年度実績から今年度実績を差し引いた金額の合計

※ 「不要となった経費 (イ)」は、管理費 (水道・ガス・電気料金) 及び自主事業経費について、昨年度実績から今年度実績を差し引いた金額

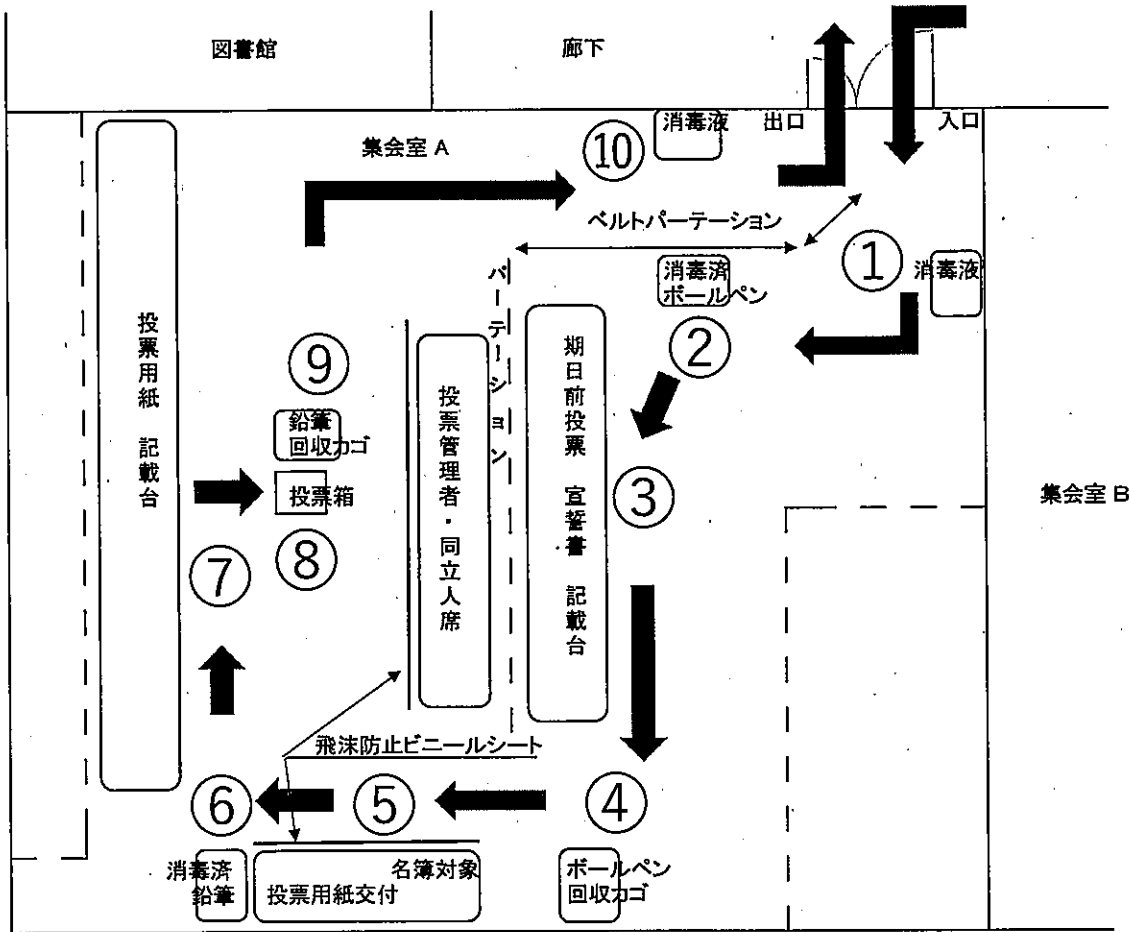
※ 協議により、負担は教育委員会と指定管理者で等分とする。

平成29年3月26日執行小金井市議会議員選挙以降の選挙の期日前投票状況について

| 選挙執行年月日 | 選挙名 | 期日前投票所開設日数(日) | | 当日有権者数(人) | 投票率(%) | 投票者数(人) | | | | 投票者数全体における期日前投票の割合(%) | | |
|-------------|--------------|---------------|------------------|-----------|--------|-------------|---------|---------------|------------------|-----------------------|---------------|------------------|
| | | 第1期日前投票所(市役所) | 第2期日前投票所(マロンホール) | | | 全体(期日前を含む。) | 期日前投票合計 | 第1期日前投票所(市役所) | 第2期日前投票所(マロンホール) | 期日前投票合計 | 第1期日前投票所(市役所) | 第2期日前投票所(マロンホール) |
| 平成29年3月26日 | 小金井市議会議員選挙 | 6 | 2 | 97,752 | 39.54 | 38,655 | 9,543 | 8,629 | 914 | 24.69 | 22.32 | 2.36 |
| 平成29年7月2日 | 東京都議会議員選挙 | 8 | 2 | 98,627 | 48.46 | 47,795 | 9,433 | 8,593 | 840 | 19.74 | 17.98 | 1.76 |
| 平成29年10月22日 | 衆議院議員選挙 | 11 | 2 | 100,501 | 56.18 | 56,460 | 17,939 | 16,195 | 1,744 | 31.77 | 28.68 | 3.09 |
| 令和元年7月21日 | 参議院議員選挙 | 16 | 2 | 101,807 | 56.68 | 57,701 | 14,952 | 13,679 | 1,273 | 25.91 | 23.71 | 2.21 |
| 令和元年12月8日 | 小金井市長選挙 | 6 | 2 | 100,035 | 40.89 | 40,904 | 9,018 | 7,710 | 1,308 | 22.05 | 18.85 | 3.20 |
| 令和元年12月8日 | 小金井市議会議員補欠選挙 | 6 | 2 | 100,035 | 40.86 | 40,878 | 9,005 | 7,697 | 1,308 | 22.03 | 18.83 | 3.20 |
| 令和2年7月6日 | 東京都知事選挙 | 16 | 4 | 100,529 | 57.61 | 57,910 | 14,134 | 12,175 | 1,959 | 24.41 | 21.02 | 3.38 |

※ 投票率及び投票者数全体における期日前投票の割合は、小数点第3位を四捨五入

令和3年3月21日執行小金井市議会議員選挙における第3期日前投票所
(前原町西之台会館) 配置(案)について



区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業における
交付申請内容について

別紙2-2 (PCR検査等に要する経費補助事業)

事業実施計画書

自治体名: 小金井市

| | |
|----------------|---|
| 所要額 | 23,860千円 (積算内訳は別紙) |
| 実施予定期間 | 令和3年1月4日から令和3年3月31日まで |
| 事業内容 | 市内の障害者支援施設(グループホーム、ショートステイ、通所施設・事業所等)の従事者又は利用者を対象とし、行政検査の対象ではないが、感染が疑われる場合に自主的に受検する際の検査費用を補助する。 |
| 実施要綱第3(2)エについて | 「疑いのある方に対する検査など優先度の高い検査需要への影響を考慮し、計画的に検査を行うこと」の実施方法について記載してください。 市内各施設に受検期間を割り当て、原則的に当該期間内に受検するものとし、濃厚接触には当たらないが、陽性者との接触があった者等については、優先的に受検できるよう配慮する。 |
| 備考 | |
| 実施要綱3(2)ウについて | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条に基づく調査ではないことを確認した上で実施します。 上記確認しました。(右記口へチェックをお願いします。) <input checked="" type="checkbox"/> |

支 出 予 定 額 明 細 書

自治体名: 小金井市

支出予定額積算内訳

| 項目 | 支出予定額 | 算出内訳 (PCR検査は20,000円/1検査、 抗原定量検査は7,500円/1検査を上限) |
|------|-------------|--|
| 検査費用 | 23,860,000円 | 20,000円×1,193件=23,860,000円 ※概算 市内の事業所の利用者数:745人 職員数:448人 合計1,193人 |
| 計 | 23,860,000円 | |

事業実施計画書

自治体名: 小金井市

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 発熱外来診療 |
| 所要額 | 35,108千円 (積算内訳は別紙) |
| 実施予定期間 | 令和2年10月22日から令和3年3月31日まで |
| 事業目的 | <p>新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、休日診療医療機関における発熱患者から他の患者等への新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの感染リスクを低減するため、日曜・祝日、年末年始等の休日診療実施日に保健センターで発熱外来診療を実施する。</p> |
| 事業内容 | <p>休日診療医療機関からの紹介に基づき保健センターにおいて、保険診療として、発熱外来診療を行う。体制は、医師、看護師、医療事務員、施設管理員及び運転員で、いずれも委託で行う。診療時間は、休日診療と同様、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。抗原検査により、迅速に新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの診断を行う。新型コロナウイルス陽性となった場合は、保健所と連携して入院等の調整状況に応じ、搬送を行う。感染対策として、保健センター事業との動線分離を改修工事により行うほか、診察スペースとしての機能を整える。</p> |
| 備考 | |

*複数の事業を申請する場合は、事業別に作成してください。

支出予定額明細書

自治体名： 小金井市

支出予定額積算内訳

| 項目 | 支出予定額 | 算出内訳 |
|-------------------|-------------|------------------------------------|
| 消耗品費 | 62,000円 | 蓋つきごみ箱等 |
| 燃料費 | 103,000円 | 灯油 |
| 医薬材料費 | 11,000円 | 舌圧子 |
| 電話料 | 16,000円 | |
| 従事者傷害保険料 | 29,000円 | |
| 診療委託料 | 7,577,000円 | |
| 施設管理委託料 | 4,356,000円 | 警備、来館者誘導 |
| 医療用産業廃棄物 処理委託料 | 41,000円 | |
| 搬送委託料 | 1,172,000円 | 陽性者搬送 |
| 発熱外来整備工事 | 10,175,000円 | 出入口設置、空調口封じ込め、換気扇設置、床タイル工、トイレ設置 |
| 備品購入費 | 11,566,000円 | ウイルスガードウォール・ブース、パーテーション、机、椅子、ストーブ等 |
| 計 | 35,108,000円 | |

事業実施計画書

自治体名： 小金井市

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業 |
| 所要額 | 66,067千円 (積算内訳は別紙) |
| 実施予定期間 | 令和3年1月4日から令和3年月31日まで |
| 事業目的 | 重症化するリスクの高い者の集団で形成される介護事業所等に対して、積極的にPCR検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とする。 |
| 事業内容 | 市内の介護事業所の従事者又は利用者を対象とし、行政検査の対象ではないが、感染が疑われる場合に自主的に受検する際の検査費用を補助する。 |
| 備考 | PCR検査は20,000円/1検査、抗原定量検査は7,500円/1検査を上限とする。 |

*複数の事業を申請する場合は、事業別に作成してください。

支 出 予 定 額 明 細 書

自治体名： 小金井市

支出予定額積算内訳

| 項目 | 支出予定額 | 算出内訳 |
|------------|-------------|---|
| 負担金補助及び交付金 | 66,000,000円 | 介護事業所の職員 約1,800人 介護事業所の利用者 約1,500人 補助金@20,000×3,300人=6,600万円 |
| 需用費 | 3,402円 | 消耗品費 (54円+700円+1,000円+ 1,339円) × 1.10 = 3,402円 (フラットファイル 54円、チューブファイ ル 700円、色上質紙 1,000円、A4 普通紙1,339円) |
| 役務費 | 63,840円 | 郵便料@84円×152事業所×5回=63,840円 |
| 計 | 66,067,242円 | |

新型コロナウイルスワクチンに係る国資料について



事務連絡
令和2年10月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」(令和2年9月15日閣議決定)が決定され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」(令和2年10月23日付け健発1023第4号厚生労働省健康局長通知)及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」(令和2年10月23日付け健健発1023第4号厚生労働省健康局健康課長通知)により、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種を行うための準備事業の実施についてお知らせしたところです。

今後同事業の補助金交付要綱等の策定を予定していますが、さしあたり、現段階において留意すべき事柄について下記のとおり御連絡いたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 国の予算

令和2年9月15日、政府は「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」を閣議決定したこと。

今回の予備費については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するために必要な経費 16,997,746 千円を計上していること。

2 各地方公共団体における準備及び予算の早期成立

各地方公共団体においては、新型コロナウイルスワクチンの接種を可能な限り迅速かつ的確に実施する趣旨から、直ちに、実施組織を設置し、当初予算で計上されている既定の予算も活用し、システム改修や印刷、郵送等の準備に着手していただきたいこと。

また、交付要綱等の策定期間にかかわらず、各地方公共団体の補正予算等の早期の編成・成立等に向けて、手続を進めていただきたい。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国庫補助事業として実施することから、市町村及び都道府県において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。

3 その他

別添のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するにあたり現時点で配慮する事項等をお示しするので、参考にされたい。

また、本事務連絡以外の事項については、今後、申請者や各地方公共団体の事務負担を考慮して、できる限り簡素な仕組みとなるよう留意しつつ検討を進め、固まり次第、順次連絡させていただく。

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る業務例

1 総論

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）の接種に関し、各自治体における今後の業務の洗い出し、業務量の目安の参考となるよう、現時点で想定される業務内容について示すものであり、各自治体において具体的に業務量を見積もり、人員体制を構築する際等に活用されたい。

なお、接種の実施体制の詳細については、今後判明するワクチンの特性や供給量等に基づき検討がなされることから、業務内容の詳細が変更される可能性もあることに留意すること。

また、必要物資の確保に当たっては、下記の業務を行うために必要な物資を想定して準備を行うこと。

2 市町村において想定される業務

(1) マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、全庁的な業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、都道府県・近隣市町村との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。

(2) 接種実施医療機関等の取りまとめ・接種場所の確保

市町村は、郡市区医師会等と連携し、接種対象者に対する円滑なワクチン接種の実施に必要な医療機関等を確保するとともに、委託契約を締結するために当該医療機関等に必要な周知を行う。（なお、委託契約については、集合契約方式とすることについて検討中である。また、委託費用の統一的な設定について検討中である。）

また、必要に応じて医療機関以外での接種の実施体制を確保する。その際、適切な会場・予約体制を確保するとともに、医療関係団体や医療機関等の協力を得て、必要な医療従事者や物資を確保する。

ワクチンの保管にあたって超低温冷凍庫[※]等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、特殊な物品の製造者等と調整の上、当該物品を設置するとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム[※]等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。
現時点で超低温冷凍庫を市町村の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

※国が用意するワクチン接種円滑化システムとは、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するにあたり、ワクチン等の流通・関係者の調整を補助するシステムであり、詳細については、追ってお知らせする。

(3) 周知・広報

接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報誌やホームページ等を活用して、住民に対して周知する。また、国、都道府県等と連携して、接種順位等について、随時、住民に情報提供する（なお、接種順位については、国で統一的な指針を示す見込みである。）。

(4) 個別通知（接種券の発行を含む）、予診票の配布

接種の対象者又はその保護者に対して、接種に関する個別通知を行うとともに、接種券を発行する。なお、その際、できる限り、予防接種を受ける期日又は期間及び場所その他必要な事項を十分周知する。

また、予診票について、医療機関等に設置するなど接種対象者に行き渡るようにする。

(5) 住民からの問い合わせ等への対応

ワクチン接種に関する住民からの問い合わせや相談に応じる。

(6) ワクチン分配数の登録

ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等について、各市町村の分配量の範囲内で、医療機関等別の分配数を決定し、ワクチン接種円滑化システムに登録する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、分配数を決定する。

(7) ワクチン接種記録の管理

ワクチン接種記録の管理を行う。なお、接種記録の管理については、マイナンバーによる情報連携を接種開始と同時に開始することを想定しているものではないが、記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効活用するため、定期接種と同様、電子的な管理が可能な仕組みとすることが望ましい。

(8) 接種の進捗状況の把握

個別通知の発出状況及び接種の実施状況等の進捗について、予防接種台帳システム及びワクチン接種円滑化システムによる医療機関等からの報告等により把握し、関係者等と共有するとともに、必要な対策の検討を行う。

(9) 接種費用の支払

委託先医療機関等に対する接種費用の支払いを行う。なお、当該市町村（複数市町村が連携して接種の実施体制を構築し、医療機関等に直接費用の支払を行う当該複数市町村を含む）の管轄外にある医療機関等からの請求に対する支払いについては、代行機関を通じて行うことを検討中である。

(10) 健康被害救済

予防接種法の定期接種の健康被害救済制度と同様に、申請受付、形式的な不備のチェック、予防接種健康被害調査委員会による調査、給付事務を行う。

3 都道府県において想定される業務

(1) マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、管内の市町村・近隣都道府県との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。特に、市町村との窓口となる部署をあらかじめ決定し、管内の市町村に周知しておくとともに、最新の連絡先を関係者と共有する。

(2) ワクチン等の流通調整

管内の医薬品卸売販売業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、都道府県を区分し、地域の物流を担当する医薬品卸売販売業者（以下「地域担当卸」という。）を地域毎に1社選定する（具体的な体制や地域担当卸の選定方法については、別途、国から詳細を示すことを検討中である。）。

また、ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等について、各都道府県の分配量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位上位者数等の概数、流行状況等に応じて、市町村別の割当量を決定するとともに、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を実施する医療機関等への分配量も決定する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割当量・配分量を決定する。

なお、複数市町村が連携して接種の実施体制を構築する場合は、当該複数市町村を1つの単位として分配量を決定しても差し支えない。

また、決定した市町村別の分配量や、市町村が決定する医療機関等別の分配量については、国が用意するワクチン接種円滑化システム等により、関係者と共有することを予定している。

(3) 接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の確保

接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種を行うに当たり、接種対象人数の把握や、接種の実施体制の確保等に関する調整を行う。

ワクチンの保管にあたって超低温冷蔵庫*等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、製造者等の関係者と調整の上、当該物品を設置又は設置の補助を行うとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。

現時点で超低温冷凍庫を都道府県の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

(4) 専門的な問い合わせへの対応

住民からの問い合わせや相談のうち、市町村において対応が困難な専門的なものや、ワクチンの流通等に関する医療機関等からの問い合わせ等に応じる。

(5) 周知・広報

市町村と連携しながら、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、接種順位、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、必要な情報を住民に周知する。

PCR検査費等補助金の検査数等について

| 区分 | 事業所等数 | 職員数 (人) | 利用者数 (人) | 合計(人) |
|----------|-------|------------|-------------|-------|
| 障害福祉事業所等 | 69 | 877 | 966 | 1,843 |
| 介護事業所 | 146 | 1,706 | 1,475 | 3,181 |

